

# 武豊町ごみ減量化実施計画

令和2年4月

武豊町

## 目次

### はじめに

#### 1 ごみ減量化実施計画の概要

- (1) 計画の目的
- (2) 計画期間

#### 2 ごみ処理の現状及び課題

- (1) ごみの排出量及び資源化の状況
- (2) ごみ処理基本計画中間評価及び課題

#### 3 ごみ減量化に向けた目標と行動

- (1) ごみ減量の目標
- (2) 行動方針1 現在の制度の周知徹底
- (3) 行動方針2 ごみ処理の有料化
- (4) 行動方針3 安定的なごみ処理

### 参考資料

- ごみ処理フロー図
- 大袋1枚あたりの家庭系ごみ処理費用
- 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月21日）抜粋
- 循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月）抜粋

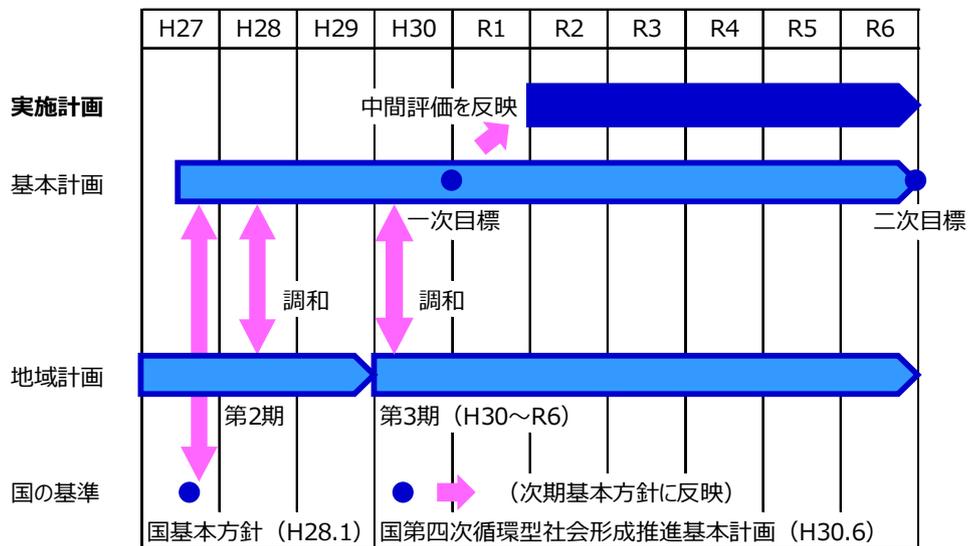
# 1 ごみ減量化実施計画の概要

## (1) 計画の目的

武豊町ごみ処理基本計画（平成 27 年 8 月策定。以下、「基本計画」という。）は、国の定める基本方針、知多南部広域環境組合の策定する知多南部地域循環型社会形成推進地域計画（以下、「地域計画」という。）等との整合性を保ちながら、ごみの減量と資源化、適正なごみ処理体制の構築を目指しています。

基本計画では、進行管理として、平成 30 年度を一次目標としています。平成 30 年度実績等に基づき実施した中間評価で生じた課題を踏まえ、計画の趣旨、目標が達成されるよう具体的な取組計画として、ごみ減量化実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定します。

第 1 図 ごみ処理基本計画とごみ減量化実施計画の関係



## (2) 計画期間

本実施計画は基本計画の補完計画であることから、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

## 2 ごみ処理の現状及び課題

### (1) ごみの排出量及び資源化の状況

本町では、環境負荷軽減のため、焼却、破砕し、埋立するごみの減量に取り組んでいます。そのため、生ごみの堆肥化に代表されるごみの発生抑制とプラスチック製容器包装に代表される発生したごみの分別・資源化を方針としています。

#### ア ごみ排出量の推移

本町におけるごみ排出量の推移は、第1表のとおりです。本町では、把握しているごみの全量に対して、約8割が家庭系のごみとなっています。人口増加によりごみの総量は増加傾向にありますが、1人が1日に排出する家庭系ごみは、平成30年度に大きく減少<sup>1</sup>しました。なお、平成29年度の1人1日あたりの家庭系ごみ量の愛知県平均は517g、愛知県最少は幸田町411gとなっています。

第1表 ごみ排出量の推移

単位：t、g/人日

		H26	H27	H28	H29	H30
家庭系	可燃ごみ	8,485	8,511	8,557	8,631	8,026
	不燃ごみ	815	846	813	830	384
	資源ごみ	2,862	2,798	2,823	3,369	3,988
	集団回収	361	339	322	294	268
	計	12,523	12,494	12,515	13,124	12,666
事業系	可燃ごみ	2,805	2,760	2,901	2,947	2,905
	不燃ごみ	174	132	80	26	33
	資源ごみ	397	179	603	396	762
	計	3,376	3,071	3,584	3,369	3,700
武豊町合計ごみ量		15,899	15,565	16,099	16,493	16,366
1人1日あたり家庭系ごみ量		596	595	596	601	531

出典：H26～29愛知県廃棄物実態調査、H30ごみ処理実施計画環境課編集

不燃ごみは、不燃ごみ（クリーンセンター搬入ごみ）、不燃粗大、埋立ごみの計

1人1日あたり家庭系ごみ量は、(可燃ごみ+不燃ごみ)÷人口÷日数により算出

<sup>1</sup> 要因としては、クリーンセンター常武の個人搬入が有料化され、再資源不燃物として不燃物が排出されやすくなったことや刈草・剪定枝の資源化が推測されます。

## イ 資源化の取組状況

住民の取組支援としては、資源回収拠点（資源回収エコステーション）の整備、地区分別回収、資源回収報償金制度（集団回収）があります。それぞれの資源の回収量の推移は、第2表のとおりです。

平成27年8月の基本計画策定以後、平成29年10月に紙類の収集開始、平成30年3月に木製粗大ごみの資源化、刈草・剪定枝直接搬入開始、同年5月に夏季の集積所における刈草・剪定枝の分別収集開始と制度を充実してまいりました。

その結果、令和2年1月時点での資源化品目数は20種類<sup>2</sup>となっていて、近隣市町と同等以上に資源化しています。

第2表 回収方法別家庭系資源物回収量の推移

単位：t

	H26	H27	H28	H29	H30
①エコステーション	1,433	1,565	1,790	2,045	2,199
②地区分別収集	1,225	1,044	863	926	675
③中間処理施設等	204	189	170	398	1,114
④ 集 団 回 収	361	339	322	294	268
計	3,223	3,137	3,145	3,663	4,256

※ 中間処理施設等は、刈草・剪定枝の受入施設等をいいます。

※ ①から③の合計は、第1表の家庭系資源ごみ量になります。

## (2) ごみ処理基本計画中間評価及び課題

基本計画の進行管理に基づき、令和元年7月に中間評価を実施しました。この計画では、達成の度合いを測る具体的な指標を掲げていて、その達成状況は第3表のとおりです。

概ね計画どおりに進捗していますが、地域計画や国の方針との調和の視点からは、次に示す課題があります。

また、中間評価をする際に地区集積所に出されている「もやさなければならぬごみ」袋の中身を、ごみの種別ごとに分類した結果、収集地点によって資源物混入の程度に地域特性がありました。

<sup>2</sup> 新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パック、紙類、プラスチック製容器包装、ペットボトル、布類、刈草・剪定枝、木製粗大、再資源不燃物、コード・針金類、アルミ缶、スチール缶、スプレー缶、無色透明びん、茶びん、その他びん、生きびん、乾電池

## ア 家庭系可燃ごみの減量（課題 1）

令和 4 年 4 月に知多南部広域環境センターが供用開始予定となっておりますが、知多南部広域環境センターの処理能力は、現在稼働中の 3 施設の合計処理能力 412.5 トン/日より 3 割程度小規模の 283 トン/日となっております。このため、知多南部広域環境センターで安定してごみの焼却を実施していくには、計画と調和するように、ごみの減量を進めていく必要があります。

（参考）

知多南部広域環境センターの運営費は、各市町のごみの投入量の割合に応じて決まります。ごみの量を減らすことが、武豊町の負担する金額を削減することにつながります。

## イ 国の減量目標との乖離（課題 2）

市町村だけではなく、国もごみの減量に関する目標を掲げていて、目標達成のために、補助金の交付による市町村への支援やリサイクル法など具体的な法律の制定をしています。今後、町の施策を行う中で、補助金等国の制度を活用することも考えられるため、著しい差があることは望ましくありません。

第 3 表 基本計画減量目標の達成状況

### 基本方針 1 住民・地域・事業者とともに実現するごみ減量と資源化

目標	現状値	経過					一次目標	二次目標
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度	6年度
①省エネルギーやごみ減量に心がけている住民の割合 (%)	86.7	92.1	---	88.3	83.8	93.0	95.0	
②家庭系ごみ（資源を除く）の 1 人 1 日あたりの排出量 (g/人日)	<b>607</b>	<b>598</b>	<b>600</b>	<b>605</b>	<b>533</b>	<b>530</b>	<b>525</b>	
③ごみ・資源総排出量（家庭系＋事業系）のうち、資源が占める割合 (%)	23.6	20.9	22.9	24.0	30.8	32.2	32.9	
④家庭系可燃ごみのうち、資源化できる紙類の占める割合 (%)	23.7	---	---	---	10.0	14.6	14.1	
⑤家庭系可燃ごみのうち、資源化できる刈草、剪定枝の占める割合 (%)	2.8	---	---	---	1.9	2.2	1.5	

### 基本方針 2 適正なごみ処理体制の構築

目標	現状値	経過					一次目標	二次目標
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	30年度	6年度
⑥集団回収を除く総排出量に占める最終的に埋立処分したと推定される割合 (%)	12.5	12.4	11.9	12.3	11.4	11.0	10.0	

※②は粗大ごみの集計方法の違いで第 1 表の数値と差異があります。

### 3 ごみ減量化に向けた目標と行動

#### (1) ごみ減量の目標

資源ごみを除く家庭系 1 人 1 日あたりごみ排出量 440g (令和 6 年度)

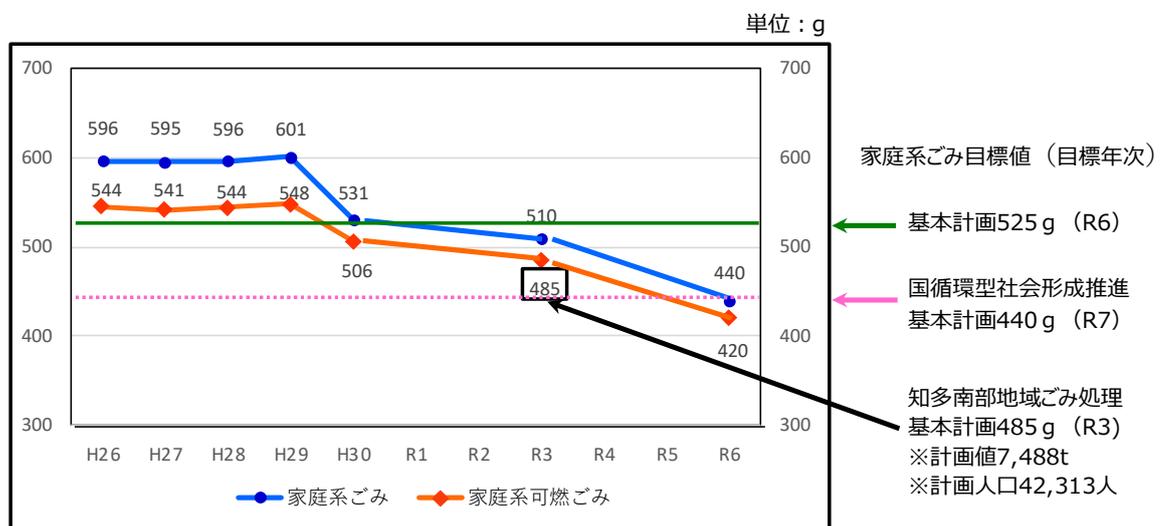
家庭系 1 人 1 日あたり可燃ごみ排出量 420g (令和 6 年度)

知多南部広域環境センターの能力との調和のためには、早急に可燃ごみの減量を図る必要があります(第2図)。そのため、多くの自治体で減量実績のある、ごみ処理有料化を導入し、組成調査の結果(第3図)に基づき、分別・資源化を進めることがやむを得ない状況です。中間目標として、令和3年度に485gを目指します。

一方、本町のごみの排出状況は第1表のとおりですので、国の減量目標を達成していくためには家庭系可燃ごみ・不燃ごみの量を削減することとなりますが、国の目標との差を短期的に縮小することは容易ではなく、長期的な視点が必要な状況となっています。

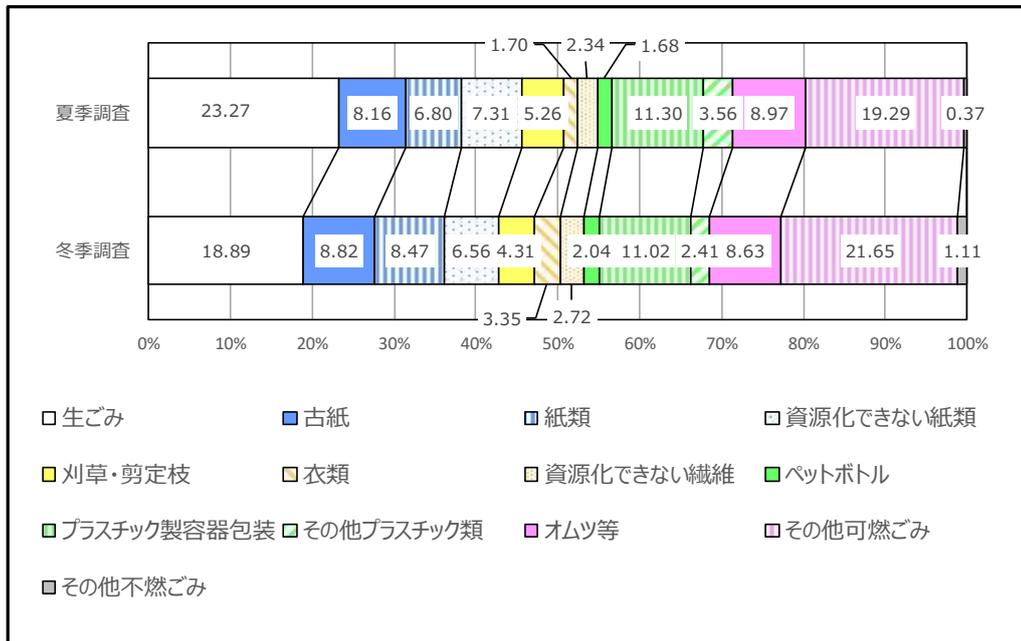
こうしたことにより、ごみ減量の意義や分別ルールなど具体的な制度を住民が理解していくための啓発活動や、行動を促し続けるための仕組みとして、ごみ処理有料化を選択することが必要不可欠だと考えています。

第2図 実施計画の目標と他の目標値との関係



第3図 ごみ組成調査（「もやさなければならぬごみ」指定袋の成分比）

単位：%



※各項目で四捨五入しているため、合計が100になりません。

## （2）行動方針1 現在の制度の周知徹底

基本計画においても、情報提供の充実、啓発活動の充実、学習機会の充実を施策方針としています。ホームページでの情報提供等は実施していますが、施策の周知を徹底するために、さらに周知内容や周知機会についての充実を図ります。

### ア 周知内容の見直し

既に実施している分別のルールのほか、ごみ処理の実態に関する情報提供もしていきます。周知内容に対し、理解を得やすいよう周知方法についても工夫していきます。

（主な取組予定項目）

- ・紙類、プラスチック製容器包装の分別について、排出方法のポイントを説明する等ねらいを明確にしていきます。
- ・生ごみ減量のため、水キリや食品ロス対策によるごみ減量の方法と効果の啓発をより一層促進します。
- ・必要に応じて、啓発品・減量資材の配布等による支援を実施します。

## イ 周知機会の見直し

ごみの減量に対する関心の程度に関わらず、情報を得ることのできる機会の創出に努めます。また、幼少期から段階的に学習できる機会を設けます。

(主な取組予定項目)

- ・多くの住民参加が期待される産業まつりなどでの周知
- ・幼少者、就学者、高齢者等世代に即した出前講座・環境学習
- ・ごみ分別冊子の全戸配布

## (3) 行動方針2 ごみ処理の有料化

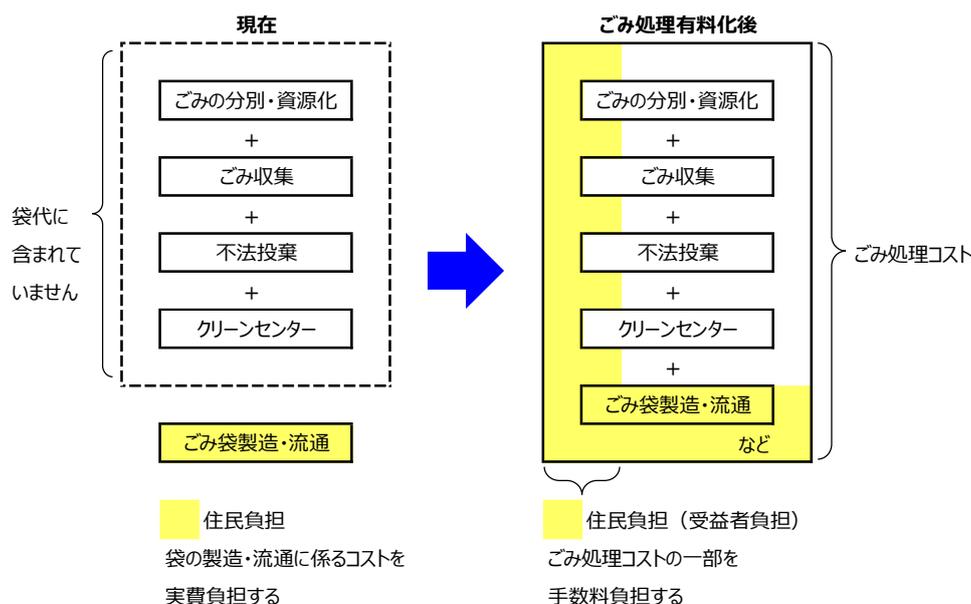
有料化の目的は、ごみの減量にあります。排出量に応じた公平な負担やごみの排出に対する住民の関心の高まりにも副次的につながります。

知多南部広域環境組合の構成市町では、常滑市<sup>3</sup>が平成24年10月から導入済みであり、半田市、南知多町、美浜町が令和3年4月からの導入に向けて具体的な案を住民に提示しています。

### ア ごみ有料化とは

実施計画における有料化とは、ごみを適正に処理するための費用の一部を手数料として、排出機会や排出量に応じて負担する制度です(第4図)。現在の制度は、指定袋の製造・流通費のみ実費負担をいただいているため、有料化という定義をしておりません。

第4図 ごみ処理有料化の概念



<sup>3</sup> 家庭系ごみの減量実績 平成23年度 572g → 平成30年度 445g (約22%減)

## イ 手数料徴収対象とするごみ

地区集積所で収集する「もやさなければならないごみ」を対象とします。

## ウ 手数料の設定金額

有料化導入にあたっては、いわゆる排出量単純比例型<sup>4</sup>を採用します。

負担水準は、導入済み団体の減量実績や近隣市町の負担水準を考慮して、指定ごみ袋1リットルあたり1円を目安とします。

手数料の設定金額は、近隣市町の状況を踏まえ、第4表を目安とします。

第4表 ごみ袋1枚あたりの金額

現行			新制度		
大きさ	容量	金額※	大きさ	容量	金額※
大	45ℓ	12円程度	大	45ℓ	50円
小	30ℓ	8円程度	小	30ℓ	30円
特小	15ℓ	6円程度	特小	20ℓ	20円

※現行制度では、価格は統一されたものではなく、各取扱店ごとに金額が異なります。

※実際の販売は、10枚を1セットにしています。

(参考)

ごみ処理に要する経費は、指定ごみ袋大1袋45リットル(5kg相当)1枚あたり約210円で、1リットルあたり4.66円となっています。

## エ 手数料の減免

排出者がごみの発生由来者でないごみや努力による排出量の減少ができないごみ等で次の場合には、手数料を免除します。

- ・ボランティア活動による公共の場所の清掃にて発生した可燃ごみ
- ・使用済み紙おむつ
- ・自治区主催の活動により発生した可燃ごみ
- ・天災によって発生した可燃ごみ

<sup>4</sup> ごみを排出量に応じて、指定ごみ袋を購入する制度です。これに対して、東海市で実施されている一定量無料型は、最初に一定数の指定ごみ袋を配布し、配布された指定ごみ袋の量を超えて排出する場合は、高負担の指定ごみ袋を購入して排出する制度です。配布に関する事務的なコストが高額となることが予測され、無料分について自治体はそのコストを負担することから、本町では導入を見送っています。

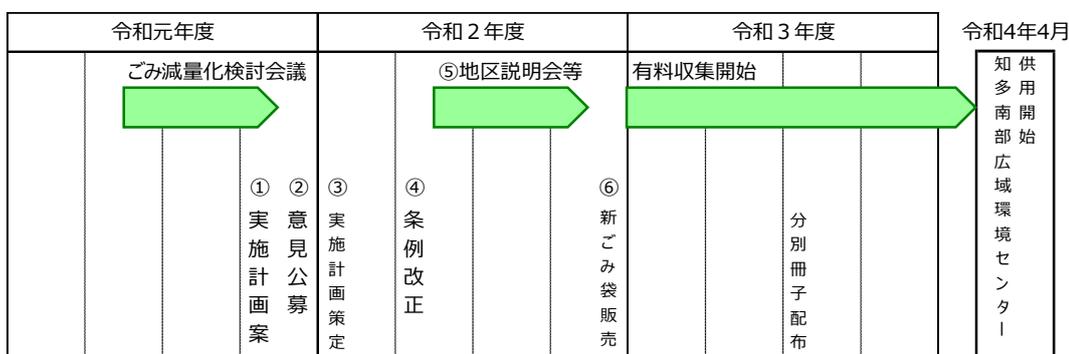
## オ 手数料収入の使途

ごみ処理、ごみの資源化、不適正排出防止に要する経費のほか、ごみの減量の財源の一部として活用します。

## カ 実施の時期

新指定袋での収集開始日は、令和3年4月1日とします。施策の効果が顕現する期間として、1年間を想定しています。なお、新指定ごみ袋は令和3年3月から販売予定で、広報等で周知します。

第4図 ごみ処理有料化導入までの予定



② パブリックコメント実施予定期間 令和2年3月1日～3月31日

⑥ 新指定ごみ袋販売開始予定日 令和3年3月1日

## キ 制度の周知

各区単位を基本に住民説明会を開催します。

住民説明会は日時や参加人数が限定されることから、次のような媒体を通じ、補完することで、全ての住民に対して周知していきます。

- ・ 広報、ホームページ、ケーブルテレビ
- ・ 資源回収エコステーション
- ・ 地区ごみ集積所看板
- ・ 指定ごみ袋取扱店販売場所
- ・ 指定ごみ袋流通関係者

#### **(4) 行動方針3 安定的なごみ処理**

目標達成後も、ごみの排出量が再び増加しないようにする必要があります。不公平感の緩和や、ごみ減量行動を支援する施策により、住民のモチベーションを維持してまいります。

##### **ア 不適正排出の対策等**

地区ごみ集積所や不法投棄されやすい場所（山間部、資源回収エコステーション）の不適正排出の監視パトロールを強化します。

##### **イ 事業系ごみの減量**

クリーンセンターには、家庭から発生するごみだけではなく、事業活動によって発生するごみも持ち込まれます。事業者向けの啓発冊子の作成に取り組むなど、事業者もごみ減量に取り組んでもらえるように努めます。

なお、社宅や寮での家庭系ごみの分別も周知してまいります。

##### **ウ 資源化のための制度拡充**

次のような資源回収の機会の増加に努めつつ、引続き、新たな資源化品目やごみの回収方法の検討を実施してまいります。

- ・刈草・剪定枝の回収拠点の整備（町南部）
- ・民間の資源回収拠点の周知

##### **エ 区によるごみ減量行動等に対する支援**

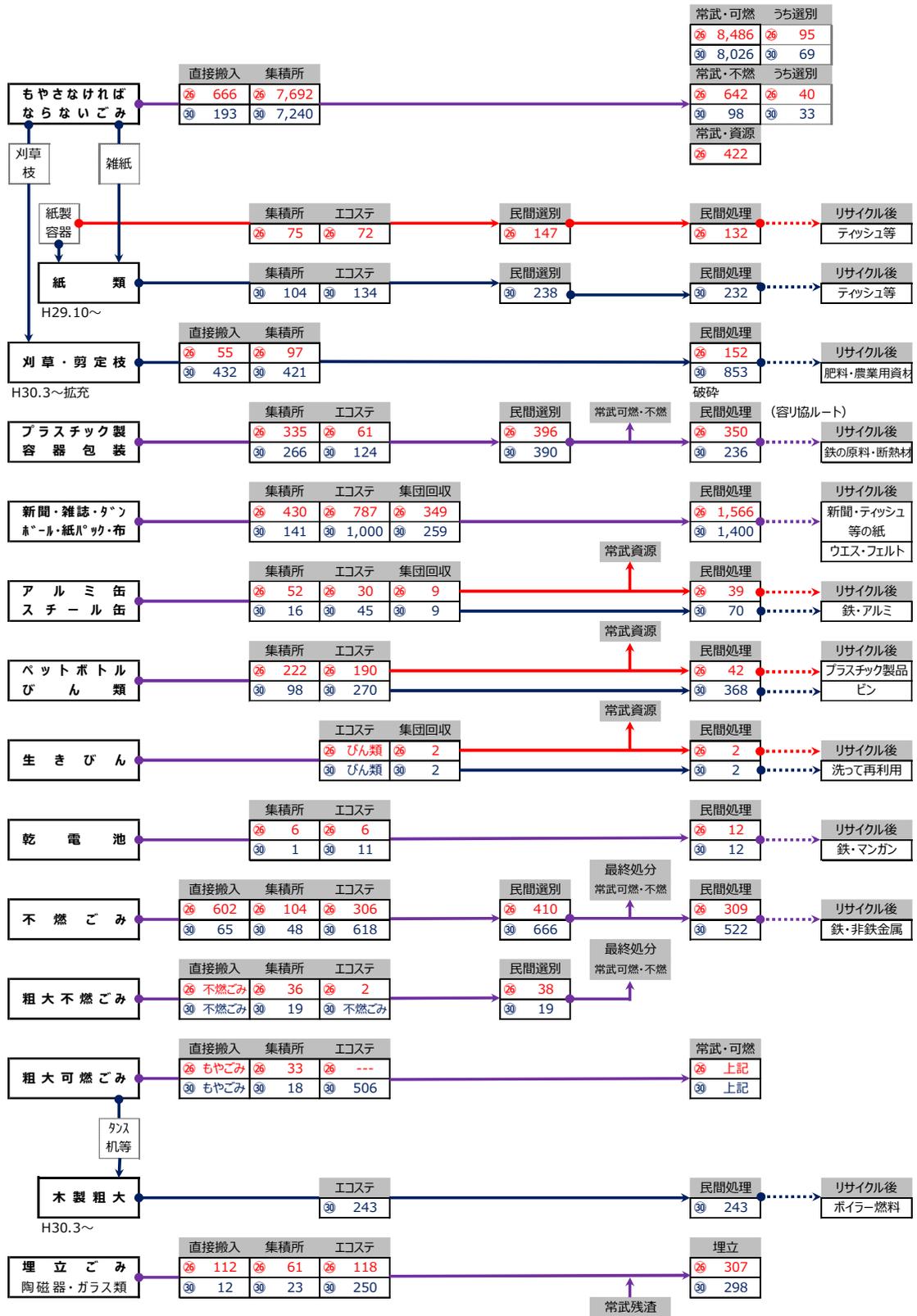
地区集積所の維持管理を目的とした報償金を、現在、交付しています。

区によるごみ減量推進事業については、ごみ処理有料化による手数料の一部を財源として、新たな経済的支援を考えてまいります。

参考資料 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 2065 2070 2075 2080 2085 2090 2095 2100

# ごみ処理フロー図

● 制度改正なし ● 制度改正あり（平成26年度ルート） ● 制度改正あり（平成30年度ルート）



参考資料 大袋1枚あたりの家庭系ごみ処理費用

	H26	H27	H28	H29	H30
集積所維持	6,264	6,207	6,655	6,440	6,676
ごみ・資源収集	131,602	119,665	113,848	115,511	118,904
エコステーション	18,046	18,793	21,454	23,608	32,830
収集費小計	155,912	144,665	141,957	145,560	158,410
常武	354,465	391,012	266,621	279,379	262,099
知多南部	9,577	12,089	21,628	18,617	25,788
リサイクル	27,025	40,164	40,008	44,760	82,367
中間処理小計	391,067	443,265	328,258	342,757	370,253
最終処分場	6,355	10,107	5,712	6,714	5,744
啓発調査等	5,355	4,805	3,972	4,753	3,452
合計	558,689	602,842	479,898	499,783	537,860
家庭系ごみ量	12,523	12,494	12,515	13,124	12,666
ごみ袋1枚あたり	223	241	192	190	212

(注) 各欄ごとに四捨五入しているため、合計が一致しないところがあります。

(注) 各項目の主な費用は次のとおり。

集積所維持：不法投棄パトロール、リサイクルボックス等消耗品

エコステーション：資源回収エコステーション、リユースステーションの運営経費

常武：常滑武豊衛生組合負担金（運営費）

知多南部：知多南部広域環境組合負担金（建設費）

リサイクル：不燃物選別、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙類

啓発調査等：資源ごみ回収報償金、ごみ処理基本計画策定

(注) ごみ袋1枚あたりは、1枚5kgとしたときの処理費になります。

## 参考資料

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年 1 月 21 日）抜粋

### 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項

#### 2 廃棄物の減量化の目標量

廃棄物の減量化の目標量については、第三次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面、平成 32 年度を目標年度として進めていくものとする。

なお、この目標量については、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜見直しを実施するものとする。

##### (1) 一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状（平成 24 年度）に対し、平成 32 年度において、排出量を約 12%削減し、排出量に対する再生利用量の割合を約 21%から約 27% に増加させるとともに、最終処分量を約 14%削減する。

また、平成 32 年度において、一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 500 グラムとする。

##### (2) 産業廃棄物の減量化の目標量 省略

##### (3) その他の目標量

(1)・(2)の目標量の達成に資するため、以下の取組目標を設ける。

イ 家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、現状（平成 25 年度 43 市町村）に対し、平成 30 年度において、200 市町村に増大させる。

ロ 省略

ハ 省略

### 三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

#### 1 施策の基本的枠組み 省略

#### 2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

##### (1) 国民の役割

国民は、商品の購入に当たっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努める。特に食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深める、適量の購入等により食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品をいう。以下同じ。）の削減に資する購買行動に努める。

また、商品の使用に当たっては、エネルギー消費効率等にも配慮しつつ

故障時の修理の励行等によりなるべく長期間使用することや、食品の食べ切りや使い切り、生ごみの水切りに努め、自ら排出する一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、外食における適量な注文、食べ残しの削減等により事業者が排出する一般廃棄物の排出抑制に協力するものとする。

さらに、一般廃棄物の排出に当たっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、市町村による適正な循環的利用に対する取組に協力するとともに、廃家電製品の小売業者等への引渡し及びその求めに応じた料金の支払い、自動車に係るリサイクル料金の預託、使用済自動車の引取業者への引渡し、使用済小型電子機器等の市町村等への引き渡し等により事業者が法律に基づいて行う措置に協力するものとする。

(2) 事業者の役割 省略

(3) 地方公共団体の役割

市町村は、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するとともに、分別収集の推進及び一般廃棄物の再生利用により、一般廃棄物の適正な循環的利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない一般廃棄物について、適正な中間処理及び最終処分を確保するものとする。

また、市町村は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、適正な循環的利用や適正処分を進める上での必要性を踏まえ、地方公共団体が策定する広域化に係る計画との整合を図りつつ、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るとともに、リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用の取組について積極的に後押しするよう努めるものとする。また、再生利用及び熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用にも努めるものとする。

また、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討するほか、必要に応じてPFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業をいう。）の活用を行うことにより、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。

さらに、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。

なお、分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際には、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面等に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めるものとする。

さらに、市町村は、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村が定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるものとする。また、特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないもの、使用済小型電子機器等及び水銀使用製品が廃棄物となったものについて、地域の実情に応じた回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努めるものとする。また、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）の趣旨を踏まえ、市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等に協力するものとする。都道府県は、一般廃棄物の処理に関する市町村の責務が十分果たされるように必要な技術的助言を与えるよう努めるものとする。その際、廃棄物処理の広域化にあたっては、区域内の市町村等の関係機関との調整等の推進に努めるものとする。また、その区域内における産業廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を促進し、例えば、産業廃棄物の処理に関する知見を有する者の協力を得つつ、産業廃棄物の排出抑制、減量等について、とりわけ中小零細の排出事業者に対し個別具体的な助言、提案等を行うよう努めるものとする。また、産業廃棄物の適正な処分が確保されるよう事業者に対して必要な指導監督を実施し、厳格に法を執行していくものとする。さらに、事業者の責任において適正に処理しなければならないという原則に沿って、民間による処理体制の確保を基本としつつ、必要な処理能力を確保するため、廃棄物処理センター等の公共関与により、産業廃棄物処理施設を整備することも検討する。

市町村及び都道府県は、地域で発生した廃棄物の種類によって適当な循環の範囲が異なることに十分留意しつつ、他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して地域循環圏の形成に努めることが望ましい。また、一般廃棄物の適正な処理体制が確保されるとともに、災害時においても適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、研修等を通じて職員の人材育成等に努めることとする。

## 参考資料

循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）抜粋

### 3.2.2. 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する指標

2.2 において示した地域循環共生圏形成による地域活性化に関しては、地域において、国民がごみの減量や分別等に積極的に取り組むことで、ごみ排出量を削減していくこと、事業者が一般廃棄物の減量化や分別等に積極的に取り組み、事業系ごみの排出量を削減していくこと、多くの地方公共団体が地域循環共生圏の形成に積極的に取り組んでいくことを目指す。このため、項目別物質フロー指標として「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」及び「事業系ごみ排出量」を代表指標とし、項目別取組指標として「地域循環共生圏形成に取り組む地方公共団体数」を代表指標とする。

「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」及び「事業系ごみ排出量」については、2025年度を目標年次として表10に示す数値目標を設定する。なお、これらの数値目標については現状以上の排出削減レベルを達成するという設定の元に算出した。

表 10 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化に関する項目別物質フロー指標（代表指標）と数値目標

指標	数値目標	目標年次	備考
1人1日当たりのごみ排出量	約 850g/人/日	2025年度	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440g/人/日	2025年度	廃棄物処理基本方針
事業系ごみ排出量	約 1,100 万トン	2025年度	